

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 3 号

四日市市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

四日市市食品衛生法施行細則（平成 2 0 年四日市市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(食品衛生責任者の資格)</p> <p>第 9 条 <u>食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年三重県条例第 2 0 号）による改正前の食品衛生の措置基準等に関する条例（平成 1 2 年三重県条例第 8 号。以下「旧条例」という。）別表第 1 の第 1 の 7 に規定する食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>一般社団法人三重県食品衛生協会</u>の食品衛生指導員</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(食品衛生責任者の資格)</p> <p>第 9 条 <u>条例別表第 1 の第 1 の 8 に規定する食品衛生責任者は、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) <u>社団法人三重県食品衛生協会</u>の食品衛生指導員</p> <p>(7) (略)</p>
<p>(食品衛生責任者の設置等の届出)</p> <p>第 1 0 条 営業者は、食品衛生責任者を設置したとき又は変更したときは、届出書（第 6 号様式）により保健所長に届け出なければならない。</p>	<p>(食品衛生責任者の設置等の届出)</p> <p>第 1 0 条 営業者 <u>（法第 5 0 条第 3 項に規定する営業者をいう。以下同じ。）は、条例別表第 1 の第 1 の 8 に規定する食品衛生責任者を設置したとき又は変更したときは、届出書（第 6 号様式）により保健所長に届け出なければならない。</u></p>

2 (略)

(検査用食品の保存)

第12条 (略)

2 前項及び旧条例別表第1の第1の14に規定する検査用食品の保存は、同時に30人以上の同一食品を調製したときは、その1食分を検査用として、72時間以上摂氏10度以下で行わなければならない。

(適用除外)

第13条 旧条例第4条及び条例第3条の規定により、食品衛生上支障がないと認め、旧条例又は条例の規定を適用しない場合とは、次の各号のとおりとする。

(1) 飲食店営業及び喫茶店営業のうち、屋外に客席を設置する営業については、屋外の客席部分の基準を次のとおりとする。

ア 旧条例別表第1の第1の5の(1)の規定、「施設及びその周囲は、維持管理を適切に行うことにより、常に良好な状態に保ち、ねずみ、昆虫等の繁殖場所を排除すること。」と読み替えて適用するものとする。

イ 条例別表の第1の(3)の規定は適用しないものとする。

(2) 自動販売機を利用して行う営業については、次の規定を適用しないものとする。

2 (略)

(検査用食品の保存)

第12条 (略)

2 前項及び条例別表第1の第1の12に規定する検査用食品の保存は、同時に30人以上の同一食品を調製したときは、その1食分を検査用として、72時間以上摂氏10度以下で行わなければならない。

(適用除外)

第13条 条例第4条の規定により、食品衛生上支障がないと認め、条例第2条及び第3条の規定を適用しない場合とは、次の各号のとおりとする。

(1) 自動販売機を利用して行う営業については、次の規定を適用しないものとする。

<p>ア <u>旧条例別表第1の第1の2の(6)</u>から(8)まで並びに3の(7)及び(8)の規定</p> <p>イ <u>旧条例別表第1の第1の14</u>の規定</p> <p>ウ <u>条例別表の第1</u>の(3)から(11)まで及び同表第2の規定</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> <u>旧条例別表の第1の7</u>の規定にかかわらず、市長が別に定める営業については、食品衛生責任者の設置を要しないものとする。</p>	<p>ア <u>条例別表第1の第1の2の(6)</u>から(8)まで並びに3の(7)及び(8)の規定</p> <p>イ <u>条例別表第1の第1の12</u>の規定</p> <p>ウ <u>条例別表第2の第1</u>の(3)から(1)まで及び同表第2の規定</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> <u>条例別表第1の第1の8</u>の規定にかかわらず、市長が別に定める営業については、食品衛生責任者の設置を要しないものとする。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

(健康福祉部衛生指導課)